



地人館 E-books
Compact

デモ版 pdf

日本国憲法と
天皇・皇族の基本法典

皇室典範 ❖歴史と現在

大角 修 著



はじめに 憲法と皇室典範の矛盾

皇室の危機

皇室の将来が危ぶまれている。天皇と皇族についての基本法である皇室典範の第一条に「皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する」と定められているため、現在の皇位継承順位は、第一位が皇嗣こうしの秋篠宮文仁親王あきしのみやふみひとしんのう、二位は秋篠宮家の悠仁親王ひさひと、三位は常陸宮正仁親王ひたちのみやまさひと（平成の天皇の弟宮）の三人になるのだが、世代的には悠仁親王の後がない。もし、病気や不慮の事故で悠仁親王が亡くなるようなことがあれば、皇統が途絶えることになる。悠仁親王が成長して結婚されても、男子が生まれるかどうかはわからない。

そこで、内親王の即位を認めて女性天皇、さらには女系天皇を容認すべきだという意見がある。皇統に男系のみを認めるのは、男女平等をうたう日本国憲法の人権条項にも反するのではないかともしられる。また、太平洋戦争後に廃止された旧宮家を復活させて男系天皇の伝統を維持すべきだという意見もある。いずれにせよ皇室典範の定めから逸脱するので、この法律を改定しないかぎり無理である。

また、天皇・皇族には職業の選択や婚姻の自由などが制限されている。国民ならだれもがもつ

選挙権も被選挙権もない。日本国憲法に定められた「国民は、すべての基本的人権の享有きやうゆうを妨げられない」(第十一条)などの人権条項が天皇・皇族には当てはまらない。そもそも天皇・皇族は憲法のいう「国民」なのか。

この点で、国家の最高法規である日本国憲法と、その下位法の法律のひとつであるはずの皇室典範の間には根本的な矛盾がある。この矛盾は、大日本帝国憲法と旧皇室典範の間にはなかった。昭和二十年(一九四五)の太平洋戦争の敗戦後、憲法だけ改正され、皇室典範はほぼそのままだったところに生じた矛盾である。

象徴君主と prime minister

日本国憲法は昭和二十一年(一九四六)十一月三日に公布され、翌年の昭和二十二年五月三日に施行された。帝国憲法第七十三条に「将来此こゝノ憲法ノ条項ヲ改正スルノ必要アルトキハ勅命ちよくめいヲ以テ議案ヲ帝国議會ノ議ニ付スヘシ」という改正手続を踏んでのことだが、アメリカを中心とする連合国による占領下でのことである。GHQ(連合国軍最高司令官総司令部)の強い監督下での新憲法制定であった。

日本国憲法は第一条で「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く」と定めている。いわゆる象徴天皇制の誕生であるが、この

「象徴」という言葉はウェストミンスター憲章にある「シンボル symbol」を参考にしたものだ。ウェストミンスター憲章は一九三一年にイギリス議会で制定された。かつての大英帝国に属する諸国のイギリス連邦において「自由な連合のシンボル」としてイギリス国王・女王を戴いた^{いた}のである。このため、今もオーストラリアやカナダではイギリス国王・女王を象徴的に元首とする立憲君主制をとり、首相はイギリス国王・女王に仕える首席大臣 prime minister である。

日本の内閣総理大臣も日本国民統合の象徴である天皇に仕える prime minister だ。しかし、言葉は同じでも大英帝国のイギリス国王・女王と日本の天皇は歴史と文化の背景がまったく異なる。

現在の「象徴天皇」も、日本の歴史と文化をふりかえることなしに理解することはできない。また、どの国でもそのシンボルやセレモニーは、程度の差こそあれ必然的に宗教性をもつ。たとえばアメリカの大統領や政治家は演説の結びで「God bless us (我々に神の御加護を)」などと告げるのが通例になっている。

こうしたことは、それぞれの文化の重要な要素であり、天皇はもとより宗教的な存在である。これは日本国憲法の信教の自由と政教分離原則とは別の次元のことであるが、徹底して政教分離を求める法解釈もあり、その見解の相違からしばしば問題になる。

そこで本書は、新旧の憲法と皇室典範を取り上げるとともに、「第三章 象徴天皇前史 古代から明治まで」以下で天皇の歴史をふりかえる。地人館 E-books のうち Compact シリーズの一冊として、できるだけ簡潔にまとめた。

はじめに 憲法と皇室典範の矛盾 2

第一章 皇室典範全文 6

第二章 新旧二つの皇室典範 22

第三章 象徴天皇前史 古代から明治まで 41

第四章 近代日本の象徴になつた天皇 49

第五章 大日本帝国憲法と皇室典範の制定 61

第六章 明治から大正へ 77

第七章 「神聖天皇」の拡大 85

第八章 日本国憲法と「象徴天皇」の誕生 93

第九章 新・皇室典範の制定 101

おわりに 天皇の歴史から 105

【付録】 旧皇室典範 108

第二章 新旧二つの皇室典範

最初の皇室典範（以下「旧典範」と略）は明治二十三年（一八九〇）に施行された大日本帝国憲法とともに制定された。その全文は巻末に「付録」として記し、ここでは、現在の皇室典範（以下「現行典範」と略）との異同を見ながらおもな条項を取り上げる。

旧皇室典範〔前文〕

天佑ヲ享有シタル我カ日本帝国ノ宝祚ハ万世一系歴代継承シ以テ朕カ躬ニ至ル惟フニ祖宗肇国ノ初大憲一タヒ定マリ昭ナルコト日星ノ如シ今ノ時ニ当リ宜ク遺訓ヲ明徴ニシ皇家ノ成典ヲ制立シ以テ不基ヲ永遠ニ鞏固ニスヘシ茲ニ枢密顧問ノ諮詢ヲ經皇室典範ヲ裁定シ朕カ後嗣及子孫ヲシテ遵守スル所アラシム

〔現代語訳〕

天の恵みを受けた我が日本帝国の皇位は万世一系、歴代継承して我が身（明治天皇）に至った。

思うに皇建国の初めに大憲がひとたび定まり、その輝きは日星のごとくである。今の時代にとりわけ遺訓を明らかにして皇家の成典（皇室典範）を制定して不基（天子の国家の基礎）を永遠にゆるぎないものとすべし。ここに枢密顧問の諮問を経て皇室典範を裁定し、我が皇嗣および子孫に遵守させよう。

大日本帝国憲法には「国民」という言葉はなく、「しんみん臣民」と書かれている。帝国憲法は天皇の地位と「臣民」の権利と義務を定めたもので、帝国憲法とは別に「皇家ノ成典」すなわち皇室の内規として定められた。憲法と並び立つ法であった。

旧典範は六十二条からなる。

皇位は終身で男系に限る

第一条 大日本国皇位ハそそ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲこれ繼承ス

皇位継承は祖宗（皇祖と歴代天皇）につながる皇統の男系男子とした。これは現行典範も同じである。また、飛鳥時代の推古天皇（在位五九二～六二八年）から江戸時代の明正天皇（在位一六二九～一六四三年）まで八人いた女性天皇の即位は認めなかった。

女性天皇の子が皇位を嗣ぐと、男女にかかわらず「女系天皇」となるが、それも認められていない。

皇位継承順位と側室

第二条 皇位ハ皇長子ニ伝フ

第三条 皇長子^あ在ラサルトキハ皇長孫ニ伝フ皇長子及其^そノ子孫皆在ラサルトキハ皇次子及其^そノ子孫ニ伝フ以下皆之ニ例ス

第四条 皇子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ^{ちやくしゆつ}嫡出ヲ先ニス皇庶子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ皇嫡子孫皆在ラサルトキニ限ル

第六条 皇兄弟及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇伯叔父及其ノ子孫ニ伝フ

第七条 皇伯叔父及其ノ子孫皆在ラサルトキハ其ノ以上ニ於テ最近親ノ皇族ニ伝フ

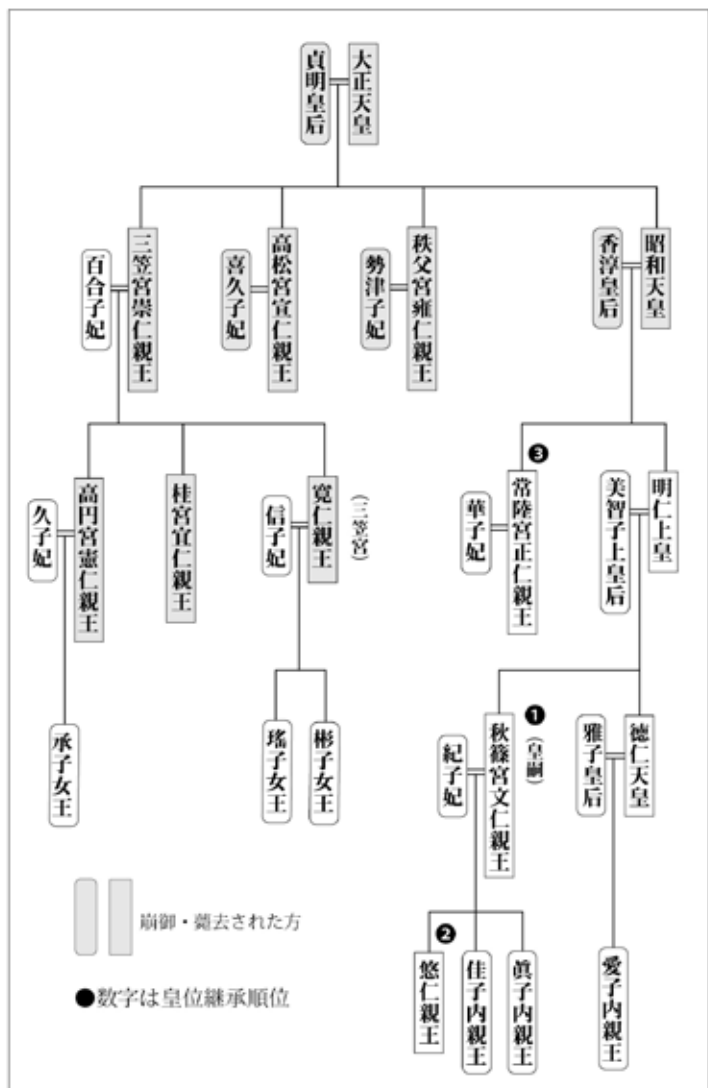
皇位継承順位は、しばしば皇位をめぐる争いがあった歴史にかんがみ、厳密に定められている。第一位は今^{きんじょう}上天皇の長子、二位以下はその子、孫とつづく直系の男子、それが無い場合は今上天皇の次男以下、それもない場合は今上天皇の弟の血筋などである。これも現行典範と同じだが、第四条に、嫡出を先にし、皇嫡の子孫がない場合に限り庶子孫が皇位が皇位を継承するという規

定は現行典範にはない。

嫡出は天皇・皇后の子孫である。それに対し、女御・更衣・典侍などとよばれる側室の子や孫が庶子孫である。

現行典範にはその規定がなく、一夫一婦の天皇・皇后の子孫だけが皇位を継承することができ、皇嗣の減少が危惧される現在、側室制度を復活させるべきだという意見もある。

また、旧典範第七条という「皇族」には戦後廃止された世襲皇族もふくむ。皇族の減少への対策として旧皇族を復活させるべきだという意見もある。



現在の皇室と皇位継承順位 (2021年5月1日現在)



武州六郷船渡の図（左半） 洋式の軍楽隊や兵士、高位の貴族ごしの輿
 など延々とつづく行列のなかで、右上の鳳凰ほうおうを戴く大きな輿いただが天皇
 の鳳輦ほうりんだ。

第四章 近代日本の象徴になった天皇

明治天皇の全国巡幸

天皇が御所から外に出るときは、たとえ近くでもたいそうな行列を仕立てねばならなかった。また、天皇は輿に乗っているのが沿道の人には姿は見えない。しかし、明治四年（一八七二）八月十七日、天皇は今後、騎馬または馬車に乗り、随時、離宮その他に軽装で出かけるという布告が出された。それは民情・風俗視察のためなので沿道の商家等はすべて平日どおりにせよという。翌十八日、さっそく東京湾岸の浜離宮はまりきゆうに行幸した。軽装での臨時の行幸だとはいっても、もちろん単独ではない。天皇の馬車の前には侍従二名、騎兵八名などが先行し、後ろにも多数の供奉ぐぶの者が続いた。

浜離宮では放鷹ほうよう（鷹狩り）や網漁を見たと、延遼館えんりょうかんで昼食。延遼館は浜離宮に迎賓館として建てられた日本最初の洋風石造建築物である。

同四年九月二十二日の天長節てんちやうせつ（天皇誕生日）にあたり、皇居諸門の外に整列した陸軍部隊を



洋式礼装の明治天皇 天皇は明治6年に断髪し、ドイツ皇帝に似た鬚をたくわえた。この写真は代表的な肖像で、サーベルを持つ軍装である。(同『皇室写真帖』)



内国勸業博覧会開催に臨んだ天皇 後ろは道府県の知事、洋装の女性も描かれている。洋風建築の鹿鳴館で華やかに舞踏会が催された頃である。（『第三回内国勸業博覧会図』部分・国立国会図書館蔵）

第五章 大日本帝国憲法と皇室典範の制定

国民軍の創設

大日本帝国憲法（以下「帝国憲法」という）は明治二十二（一八八九）年二月十一日の紀元節を期して公布され、翌年十一月二十九日の施行と同時に第一回帝国議会が開院された。板垣退助らの自由民権運動の高まりということもあつたが、それ以前に明治政府は早い時期から憲法制定を予期していた。明治六年の徴兵令施行に先立ち、前年十一月に次の「徴兵告諭」を布告した。

我が朝上古の制、海内挙て兵ならざるはなし。有事の日、天子之れが元帥となり、丁壮兵役に堪ゆる者を募り、以て服さざるを征す。（中略）太政維新、列藩版図を奉還し、辛未の歳に及び遠く郡県の古に復す。世襲座食の士は、其禄を滅し、刀剣を脱するを許し、四民漸く自由の権を得せしめんとす。是れ上下を平均し、人權を齊一にする道にして、即ち兵農を合一にする基なり。是に於て士は従前の士に非ず。民は従前の民にあらず。均しく皇国一般の民にして、国に報ずる

の道も固より其の別なかるべし。(中略)人たるもの固より心力を尽くし、国に報せざるべからず。西人之れを称して血税と云ふ。其の生血を以て国に報ずるの謂なり。(中略)西洋諸国数百年來研究実践以て兵制を定む。故を以て、其法極めて精密なり。然れども政体・地理の異なる、悉くこれを用ふべからず。故に今其の長ずる所を取り、古昔の軍制を補ひ、海陸二軍を備へ、全国四民男児二十歳に至る者は、尽く兵籍に編入し、以て緩急の用に備ふべし。郷長・里正、厚く此の御趣意を奉じ、徴兵令に依り、民庶を説諭し、国家保護の大本を知るらしむべきものなり

〔現代語訳〕

我が国の原初には海内(天下)皆、兵であり、有事の際には天皇が元帥になつて壮年の男子を兵役に募り、従わない敵を征した。(中略)大政奉還・維新のおり、列藩が領国を奉還し、明治四年(一八七一)に古の郡県の制に復した。家を世襲して座食してきた武士は、その禄を廃止し、刀剣を持たないことを許し、四民にようやく自由の権を得させようとした。これは上下を平均にし、人權を齊一にする道であり、すなわち兵農を合一にする基礎である。ここにおいて武士は以前の武士ではない。農・工・商の民は以前の民ではない。等しく皇国一般の民であり、報国の道にはもとより別はない。(中略)人たるもの、もとより心力を尽くして国に報ずるべきである。西洋人はこれを血税という。その生血をもって国に報ずるといふ意味である。(中略)西洋諸国は数百年來、研究実践して兵制を定めた。それゆえ、その兵制はきわめて精密である。しかし、我が国とは政体・地理が異なるので、その全てを用いるべきではない。その長所をとつて古昔の

軍制を補い、海陸二軍を備え、全国四民男子で二十歳になった者は皆、兵籍に名を記入して緩急の事態に備えよ。郷長・里正（村役人・庄屋ら）は厚くこの御趣意を奉じ、徴兵令によって、庶民を説諭し、国家保護の大本を知らしめよ。

西洋諸国でも近代以前には軍事は王族・貴族・騎士らの専権で、それぞれの領国を治めていた。市民革命をへて近代国民国家が成立すると、国民に兵役の義務を課すようになった。日本も明治維新によって近代国民国家の建設をめざしたが、その原点とされたのは「王政復古の大号令」（二八六七）に「諸事 神武創業之始はじめもとニ原キ」という原初の天皇であった。

ところで全国皆兵は全国民が兵役の義務を負うということであって、実際にみんなが兵士になるわけではない。徴兵制か志願兵制にするかの論争があり、そのなかで、将来は憲法政治を施行するという話が出る。

徴兵制に反対する者は「武事をわきえない農工商の子弟を兵役につかせても、その任に堪たえられない。また、日本の地勢は欧州の大陸諸国とは異なるので、ドイツ・フランス・ロシアのように徴兵で大軍を擁する必要はない。アメリカやイギリスにならって志願兵制にするべきだ」と主張した。

かたや徴兵派は、「志願兵制にすれば戊辰戦争ぼしんに勝った藩の兵士のみが応募し、敗戦した東北諸藩の兵士は応じない。そうなれば封建制が再現してしまう。それに、徴兵制のほうが国庫の負

担が小さい」と反論。また、「将来憲法政治を施行して拳国齋ひとしく参政権を享有せしむることを予期するに於おては、全国皆兵主義の徴兵令を制定して、国家防護の任務も亦拳国齋ひとしく之これを負担せしむるが当然なり」（『明治天皇紀』）と主張した。とくに陸軍をひきいる山県有朋やまがたありともが断固として徴兵制を主張したことから、国民皆兵の徴兵制が朝議で決定された。天皇を全軍の元帥とする国民軍の創設である。

そんな兵役の義務はそれまで農・工・商の民衆にはなかったので、徴兵制に反対する一揆がおこった。「徴兵告諭」に「西洋では生血をもつて国に報ずるという意味で血税という」とあることから「血税一揆」といわれる。そのいっぽう、四民平等を理念とした国民皆兵を熱狂的に歓迎する動きもあり、近代天皇制国家の大きな基礎になった。



明治の徴兵マニュアル 徴兵令は明治12年に全面改正された。あわせて「徴兵事務条例」によって、徴兵の実務を定め、徴兵検査の書式など一式を配布した。この冊子は山梨県甲府常磐町の内藤傳右衛門が「お届け」して出版したもので、定価は「一金二十銭」。表紙に「幡笠私蔵」と記されている。幡笠は兵事系の職を得た者だろう。彼は南都留郡役所で「一金二十銭」をはたいて『徴兵事務条例』を買った。裏表紙などに興奮した筆致で「海内日本皆兵也」などと何か所にも書き込んでいる。(著者蔵)

憲法の制定

明治八年、漸次に立憲政治を樹立する旨の詔書を出す。同十二年、参議山県有朋が立憲政治を建議。以来、政府の参議たちが欧米諸国の憲政を日本の事情に照らしてさまざまに論議し、同十四年七月、その意見をまとめて天皇に奏上する「憲法大綱領」にまとめた。その第一項「憲法は欽定（きんてい）（君主による制定）の体裁を用いる」、第二項「帝位の継承法は祖宗以来（歴代天皇）の規範があるので別に皇室の憲則に載せ、憲法には記載しない」など、憲法と皇室典範を別立てとして、その基本的な内容を定めた。

憲法の「憲」はかしこさ、規範といった意味をもつ。日本最初の聖徳太子の憲法（六〇四年）は「いつくしきのり」とも読まれ、皇族も氏族も血なまぐさい抗争を続けていた飛鳥時代に、朝廷の官人らが身を正して踏み行うべき法として宣じられた。「のり」は道のりの「のり」と同じで、行くべき道筋である。

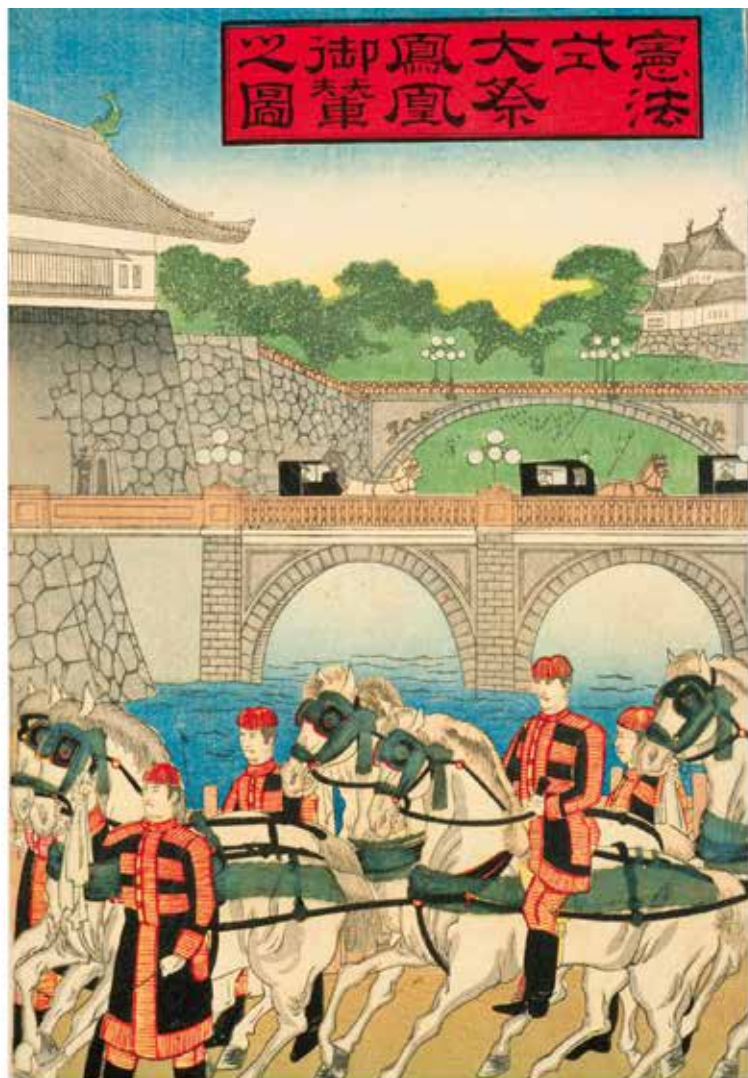
現在の民主主義国家での国民投票の結果が必ずしも正しい判断とはいえないように、絶対に正しい法を人が定めることはできない。まして、まだ近代国家として出発したばかりで西南戦争（明治十年）、大久保利通暗殺事件（同年）などがあった時期に「憲法は欽定とすべし」というのも当然だっただろう。しかし、憲法案を審議するために設置された枢密院の議長伊藤博文は、日本



憲法式大祭鳳凰御輦之圖 (右側) 憲法發布の日、天皇・皇后は
 観兵式に行幸。群衆が「皇踐万歳」「天壤無窮」などの幟を掲げ
 て迎えた。(国立国会図書館蔵)



同図（中央）屋根に鳳凰の飾りをつけた馬車に天皇・皇后が乗っている。上部の空に浮かんでいる騎馬の人は式典を見守る神武天皇らの神霊だろうか。



同図（左側） 御輦をひく白馬と近衛の騎士。後ろに皇居の二重橋が描かれている。

第六章 明治から大正へ

明治大帝

明治の日本は日清・日露の戦役を経て世界の列強に伍する国になった。文明開化と富国強兵を体現した明治天皇は次の大正時代には「明治大帝」と称えられるようになる。さらに昭和の戦時下には天皇が現人神として崇められるようになるが、明治時代にはそこまで神格化されなかった。夏目漱石が明治政府の元老たちさえ天皇に対し無礼きわまりないと日記に書いている。

それは明治四十五年（一九一三）六月十日、天皇が皇太子とともに能の鑑賞に行幸したときのことである。元老の山県有朋・松方正義や乃木希典陸軍大將らもいた。陛下・殿下（天皇と皇太子）の態度は謹慎で最も敬愛に価するけれど、それに反して陪覧の臣民どもはまことに無礼である。見世物のように陛下・殿下の顔をじろじろと見る。演能中でも席を立つて雑音を出す。陛下・殿下が静かに能を御覧になつているのに近くで大声で話す。「情けなき次第なり」と漱石は憤慨するのだが、天皇・皇太子が喫煙して自分たちは禁煙なのは納得いかない。「これは天皇・皇太

子のほうで我等臣民に対して遠慮ありて然るべし」と天皇も批判している。

漱石は「皇室は神の集合にあらず（天皇・皇族は神ではない）。近づき易く親しみ易くして我等の同情に訴えて敬愛の念を得らるべし」と、現在の「ご公務」のように各地を訪問したり民間の行事に臨席したりすることが大事だということも書いている。

この頃、天皇は糖尿病と合併症で衰弱していた。明治四十五年にはいよいよ重くなり、同年七月二十日に政府は官報号外で「御容体書」を発表した。

天皇陛下ハ明治三十七年末頃ヨリ糖尿病ニ罹ラセラレ次テ三十九年一月末ヨリ慢性腎臓炎御併発（中略）一昨十八日以来御嗜眠（眠った状態）ハ一層増加 御食気減少 昨十九日午後ヨリ御精神少シク恍惚ノ御状態ニテ御脳症アラセラレ 御尿量頓ニ甚シク減少 蛋白質著シク増加 同日夕刻ヨリ突然御発熱 御体温四十度五分ニ昇騰 御脈百〇四至 御呼吸三十八回ニシテ 今二十日午前九時（中略）東京帝国大学医科大学教授医学博士三浦謹之助拝診ノ上 尿毒症タル旨上申セリ

突然の「聖上不予（天皇ご不例）」の公表に国民は驚き、新聞は連日、天皇の容体を号外で報じて、世は平癒祈願一色になった。全国の神社や寺々で平癒の祈願がおこなわれ、皇居の二重橋前には多くの人がひざまづいて快復を祈った。

第九章 新・皇室典範の制定

旧典範を引きつぐ皇室典範

戦後、新憲法の制定とあわせて皇室典範も改正されることになった。政府内に「皇室典範改正準備委員会」が置かれ、GHQ（連合国軍最高司令官総司令部）内の民政局（通称GS）と交渉して新典範を立案していった。

その過程で現在問題になっている女性天皇の可否も論じられたが、いちばん大きな問題は天皇の終身制だった。昭和天皇は新憲法の施行を機に退位を望んだが、当時は天皇の戦争責任を問う声が内外、とくに戦勝国側に強かったのだが、天皇制を維持することで占領下日本の安定を図ったGHQは天皇の退位を認めなかった。

皇室典範の改定に際しての論議を茶谷誠一『象徴天皇制の成立 昭和天皇と宮中の「葛藤」』（NHKブックス2017）には次のよう述べている。

G H Q側の皇室典範と皇室経済法（皇室財産・皇室費）への対照的な審議姿勢は、彼らが新憲法で導入しようとしていた「象徴君主保持国会制の間接民主制」の特徴から理解することができる。まず、皇室典範案につきG H Qが日本側との交渉過程で問題視したのは、天皇の退位問題と女帝の可否であった。これらは「自然人としての天皇の自由を拘束し過ぎる」、「男女平等ノ原則ニ反セヌカ」という理由説明からもわかるように、「人権」や「男女平等」という民主主義国家における普遍的な価値観に照らしての疑問であった。いっぽうで、G H Q側では戦前のような皇国史観にもとづく国家形態の復活を阻止する目的もあり、退位後の天皇の政治活動や歴史上における女帝の弊害について日本側担当者から説明されると、それ以上は問題視しなくなったという。同じ理由から、G H Qは皇族の政治的活動も禁止すべきだと強く求めていた。総じて、G H Q側は天皇や皇族が権威を盾に政治介入してくる可能性を排除することに専念し、皇位継承のしくみや皇室制度については、国民主権のもとで天皇制を存続させる方針を固めている以上、議会に皇室典範に関する議決権をあたえたうえ、日本側の自由な意思に任せようとしていたといえる。

ここに「国民主権のもとで天皇制を存続させる方針を固めている以上、議会に皇室典範に関する議決権をあたえた」とあるように、日本国憲法第二条には「皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する」とある。

このことが現行典範と憲法とのあいだに大きな矛盾を生んだ。

おわりに 天皇の歴史から

皇室の枠組みを定めた新旧の皇室典範は、明治以降に憲法とともに制定されたものである。その天皇・皇族の位置づけは、日本の古代からの天皇の歴史に加えて、ヨーロッパの近代国民国家の立憲君主制にならったものだった。

明治の大日本帝国憲法は第一条で「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇こ之ヲ統治ス」という。ところが、明治になるまで、御所がある京都でも、一般の人が天皇の姿を見ることはめつたになかった。関東に天皇が来たことも、明治になるまで一度もない。江戸時代の民衆は全国の大名や幕領（天領）の代官が仕える「公方くぼう様（将軍）」のことは知っていても、「天子様（天皇）」を意識することはほとんどなかっただろう。

そこで維新政府は、「第三章 象徴天皇前史 古代から明治まで」で述べたように、明治初年に天皇の東京への行幸という大デモンストラーションを演じた。その後も明治天皇は全国に巡幸し、天皇の存在を天下に知らしめた。

憲法に「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇こ之ヲ統治ス」と書かれていても、天皇のことを知らなけ

れば意味をなさない。戦後の「象徴天皇」も、憲法に「日本国民統合の象徴」と書かれただけでは、何のことかわからない。その「日本国民統合の象徴」に具体的な内容をもたらしたのは、戦後の焼け跡を巡幸した昭和天皇の姿だった。それが現在の「ご公務」の原点になり、大地震や豪雨などの被災地を訪れる天皇・皇后や皇族方の姿につながっている。

太平洋戦争の悲惨な敗戦後、天皇の戦争責任が問われ、天皇制を廃すべきだという意見も強くあった時期に、肉親を失った人も多い戦災の都市を昭和天皇が歩かれたことは相当に危険なことだったと思われるが、実際には歓迎の群衆が巡幸の先々に集まり、天皇の姿に励ましを覚えたのだった。

現在、皇室は国民の圧倒的な支持を受け、天皇制廃止論は見られない。この過程で大きな影響を与えたのは、明治時代には新聞、大正時代には新聞に加えてラジオと映画、昭和の戦後にはテレビというマスメディアだった。いわゆるマスコミは、おおむね世論に寄り添って報道し、世論をひとつの方向に拡大再生産してきた。かつて極度に肥大化した神聖天皇崇拜の時流に流されて悲惨な戦争まで引き起こしたことの背景にもマスコミの報道があった。

そして今、SNSの時代を迎えた。これまでの報道は新聞やテレビなどのマスメディアに占有されていたが、今は個人がそれぞれに発信できるようになった。

ところが、情報の洪水ともいえるSNSのなかで、無意識に一つの方向に沿った情報を選んでしまう傾向が強まっている。そのため、世論が一斉に一方に拡大してしまう危険がある。

女性天皇を容認するかどうかなど、国の根幹にかかわる天皇・皇室のありかたについては、時流に流されずに冷静に論議することが何よりも重要だ。そのためには天皇・皇室の基本的な枠組みを定めている皇室典範を知ることが必要であろう。

とはいえ、本文の最後に述べたように、天皇という存在は日本の長い歴史と文化のなかで形成されてきた。皇室典範も、憲法を最高法規とする近現代の制定法の範囲には収まらない性格がある。よって、法律の条文をあれこれと解釈するだけでは、どうにもならないところがある。そのためか、皇室のことがさまざまに論議されるなかでも憲法学者が皇室典範について語ることは少ないように思われる。

今後の皇室関連法の整備には、日本の歴史と文化をふまえた論議が必要だ。本書がその一助となれば幸いである。



地人館 E-books オンデマンド版
紙面のイメージは電子版と異なります。

大角 修 (おおかど おさむ)

1949年 兵庫県姫路市生まれ。東北大学文学部宗教学科卒。
(有)地人館代表。仏教・日本文化史などを中心に編集・執筆活動を行う。

著書

『天皇家のお葬式』（講談社現代新書）『Q&A でわかる「天皇」と「皇室」』（三笠書房・知的生きかた文庫）『天皇家 125代』『日本書紀と天皇の物語』（編著・柘出版社）『日本仏教の基本経典』（角川選書）『新日本の歴史』全5巻（小峰書店）『仏教百人一首 万葉の歌人から宮沢賢治まで』（法蔵館）『宮沢賢治コミカル童話選』『絵入り往生要集』（地人館 E-books）など多数

こうしつてんばん れきし げんざい
皇室典範◆歴史と現在

著者 おおかど おさむ
大角 修

2021年6月1日

発行 ち じんかん
地人館

〒116-0014 東京都荒川区東日暮里 6-56-6 長戸ビル3階

Tel 03-6806-7937 Fax03-6806-7937

<http://chijinkan.com>

©2021 Osamu Okado